

30 ○岡山県立図書館障害者等サービス実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山県立図書館利用規程第20条の規定に基づき、岡山県立図書館（以下「県立図書館」という。）が図書館の利用に障害のある者（以下「障害者等」という。）へのサービス（以下「障害者等サービス」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 県立図書館の障害者等サービスを利用することができる者は、県内に居住し、通勤し、又は通学する者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づき療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき支援が必要な者
- (5) その他図書館の利用に障害があると県立図書館長（以下「館長」という。）が認めた者（登録）

第3条 障害者等サービスを利用しようとする者は、岡山県立図書館障害者等サービス利用申込書（別記様式1）に前条各号のいずれかに該当する者であることを確認できるものを添えて申し込み、利用者登録を受けなければならない。

2 前項の利用者登録は、代理人によって行うことができる。

(利用の申込み)

第4条 前条第1項の規定により利用者登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、口頭、文書、電話又は電子メール等により障害者等サービスの利用を申し込むものとする。

2 前項の申込みは、代理人によって行うことができる。

(障害者等サービスの内容)

第5条 障害者等サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 資料の貸出し
- (2) 録音サービス
- (3) 対面朗読
- (4) 読書支援機器等の利用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が適当と認めたサービス

(資料の貸出し)

第6条 貸出しを行う資料及びその数量は、別表に定めるとおりとする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は30日間とする。ただし、貸出期間内に、当該貸出しを受けた者又は代理人から申出があり、館長が適当と認めた場合は、視覚障害者等専用図書館資料については30日間、それ以外の資料については14日間を限度として貸出期間を延長することができる。

(来館困難な登録者への貸出し等)

第8条 来館が困難な登録者への資料の貸出し及び当該資料の返却は、郵送により提供（以下「郵送貸出し」という。）することができる。

2 郵送貸出しの手続きその他必要な事項は、館長が別に定める岡山県立図書館心身障害者に対する郵送貸出規程、岡山県立図書館視覚障害者に対する郵送貸出規程又は岡山県立図書館聴覚障害者に対する郵送貸出規程によるものとする。

(資料の取り寄せ)

第9条 県立図書館に所蔵しない資料は、登録者又は代理人の申出により他館から取り寄せて提供することができる。

(録音図書・録音雑誌の再生機器の貸出し)

第10条 録音図書・録音雑誌が特殊な方法で録音されたものであるときは、再生機器を貸し出すことができる。

(録音サービス)

第11条 登録者又は代理人から申出があった録音図書・録音雑誌が、県立図書館にも他館にも所蔵のない場合は、該当する資料の必要部分を県立図書館で録音することができる。

2 録音は、原則として館長が別に定める岡山県立図書館ボランティア活動実施要領に基づいて登録された障害者利用支援ボランティア(以下「ボランティア」という。)が行うものとする。

(対面朗読)

第12条 対面朗読は、県立図書館内で、原則としてボランティアが行うものとする。

2 対面朗読に必要な事項は、館長が別に定める対面朗読室運営要領によるものとする。

(読書支援機器等の利用)

第13条 登録者は、必要に応じて館内に設置する読書支援機器等を利用することができる。

(登録の取消し)

第14条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すことができる。

(1) 虚偽の登録をしたとき

(2) 登録者の図書館の利用に障害となっていた事由が消滅したとき

(3) 継続して2年間障害者等サービスを利用しなかったとき

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、図書館の利用に障害のある者の利用に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から施行する。